

消安全第 312 号
国都街第 70 号
平成 26 年 10 月 6 日

公益社団法人立体駐車場工業会会長 殿

消費者庁消費者安全課長

国土交通省都市局街路交通施設課長

機械式立体駐車場の安全対策及び適正利用の一層の推進について（要請）

昨今、機械式立体駐車場において利用者等が機械に身体を挟まれ死亡する事故等が発生していることから、消費者庁及び国土交通省では、「機械式立体駐車場の安全対策の強化及び適正利用の周知について」（平成 26 年 3 月 28 日 消安全第 120 号・国都街第 105 号）において、「機械式立体駐車場の安全対策に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）等に基づく安全対策、適正利用等の取組を要請しております。本要請を受け、貴工業会におかれては、既に会員各社へのガイドラインの周知・要請、技術基準の改定、利用者に向けた注意喚起等に取り組まれていることと存じます。

今般、消費者安全調査委員会において、これまで発生した 6 件の事故の調査・分析結果をもとに、「消費者安全法第 23 条第 1 項に基づく事故等原因調査報告書（機械式立体駐車場（二段・多段方式、エレベータ方式）で発生した事故）」が取りまとめられたことなどを踏まえ、国土交通省ではガイドラインの改定を行いました（別添 1, 2 参照）。

つきましては、機械式立体駐車場の安全対策及び適正利用の一層の推進を図る観点から、特に下記の点についてご留意の上、新たなガイドラインに基づく取組を推進して頂きますよう、宜しくお願い致します。

記

1. ガイドライン改定の趣旨及び基本的な考え方

- (1) 機械式立体駐車場は、ひとたび事故が起きれば重大事故に至る危険性が高い機械装置であり、通常長期にわたって使用されること、そして特にマンション等の既設の装置については、製造者、保守点検事業者、設置者、管理者及び利用者が真摯に協力して安全対策と適正利用に取り

組む必要性が高いことを踏まえ、関係主体間の連携・協働による取組を新たに求めることとしたこと（「VI. 関係主体間の連携・協働による取組」参照）。

- (2) 関係主体間の連携・協働による安全対策（施設改修、安全利用の推進、利用者への教育訓練等）が迅速かつ円滑に行われるよう、駐車施設ごとに、早期に、製造者、保守点検事業者、設置者、管理者、利用者による協議の場を設けることを求めるものであること（平成26年度内を目途）。また、協議の場としては、マンション管理組合の理事会、総会等の活用も考えられること。
- (3) 製造者、保守点検事業者は、協議の場において、設置者、管理者、利用者に対して、既設の装置の安全設備や実際の利用環境を踏まえ、重大な事故に繋がりうるリスクや安全な利用方法、緊急時の対処方法等の説明、安全対策の検討に必要な情報・知見の提供を行うなど、主体的な役割を果たすべきであること。併せて、設置者、管理者は、必要な安全対策を検討・実施するため、製造者、保守点検事業者に対して、既設の装置のリスク、安全な利用方法、リスク低減方策等の確認及び説明を求めることが望ましいこと。
- (4) 設置者、管理者は、協議の場における検討結果を踏まえ、装置のリスクや安全な利用方法、緊急時の具体的な対処方法等について、利用者に対する説明の徹底を図るとともに、製造者、保守点検事業者の主体的な参画の下、利用者への教育訓練を実施すること。教育訓練については、防災訓練等と併せて実施することや、定期的な保守点検の機会等を活用することも考えられること。
- (5) 実際に装置を操作する利用者自らも、教育訓練への参加等により装置のリスクを十分認識した上で適正な利用を心がけること、そして日常の様々な利用場面に潜む危険性を協議の場等において指摘し、不断の改善を求めることが重要であること。

2. 貴工業会への要請事項

- (1) 上記における製造者、保守点検事業者の取組が確実に実施されるよう、会員各社に対して周知・要請を行うこと。
- (2) 重大な事故に繋がりうるリスクについて、実際の事件事例やリスクアセスメントの結果をもとに継続的に情報収集・分析を行い、安全講習会等を通じて、設置者、管理者、利用者への周知を図ること。

<担当連絡先>

消費者庁消費者安全課 中川、横屋

電話 03-3507-9137（直通）

国土交通省都市局街路交通施設課 大坪、川村

電話 03-5253-8416（直通）

消安全第 312 号
国都街第 70 号
平成 26 年 10 月 6 日

一般社団法人不動産協会理事長 殿
一般社団法人全国住宅産業協会会長 殿
公益財団法人日本賃貸住宅管理協会会長 殿
公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会会長 殿
一般社団法人マンション管理業協会理事長 殿
一般社団法人日本マンション管理士会連合会会長 殿
特定非営利活動法人全国マンション管理組合連合会会長 殿

消費者庁消費者安全課長

国土交通省都市局街路交通施設課長

機械式立体駐車場の安全対策及び適正利用の一層の推進について（要請）

昨今、機械式立体駐車場において利用者等が機械に身体を挟まれ死亡する事故等が発生していることから、消費者庁及び国土交通省では、「機械式立体駐車場の安全対策の強化及び適正利用の周知について」（平成 26 年 3 月 28 日 消安全第 120 号・国都街第 105 号）において、「機械式立体駐車場の安全対策に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）等に基づく安全対策、適正利用等の取組を要請しております。本要請を受け、貴会におかれては、既に会員各位へのガイドラインの周知・要請、利用者に向けた注意喚起等に取り組まれていることと存じます。

今般、消費者安全調査委員会において、これまで発生した 6 件の事故の調査・分析結果をもとに、「消費者安全法第 23 条第 1 項に基づく事故等原因調査報告書（機械式立体駐車場（二段・多段方式、エレベータ方式）で発生した事故）」が取りまとめられたことなどを踏まえ、国土交通省ではガイドラインの改定を行いました（別添 1, 2 参照）。

つきましては、機械式立体駐車場の安全対策及び適正利用の一層の推進を図る観点から、特に下記の点についてご留意の上、新たなガイドラインに基づく取組を推進して頂きますよう、宜しくお願い致します。

記

1. ガイドライン改定の趣旨及び基本的な考え方

- (1) 機械式立体駐車場は、ひとたび事故が起きれば重大事故に至る危険性が高い機械装置であり、通常長期にわたって使用されること、そして特にマンション等の既設の装置については、製造者、保守点検事業者、設置者、管理者及び利用者が真摯に協力して安全対策と適正利用に取り組む必要性が高いことを踏まえ、関係主体間の連携・協働による取組を新たに求めることとしたこと（「VI. 関係主体間の連携・協働による取組」参照）。
- (2) 関係主体間の連携・協働による安全対策（施設改修、安全利用の推進、利用者への教育訓練等）が迅速かつ円滑に行われるよう、駐車施設ごとに、早期に、製造者、保守点検事業者、設置者、管理者、利用者による協議の場を設けることを求めるものであること（平成 26 年度内を目途）。また、協議の場としては、マンション管理組合の理事会、総会等の活用も考えられること。
- (3) 製造者、保守点検事業者は、協議の場において、設置者、管理者、利用者に対して、既設の装置の安全設備や実際の利用環境を踏まえ、重大な事故に繋がりうるリスクや安全な利用方法、緊急時の対処方法等の説明、安全対策の検討に必要な情報・知見の提供を行うなど、主体的な役割を果たすべきであること。併せて、設置者、管理者は、必要な安全対策を検討・実施するため、製造者、保守点検事業者に対して、既設の装置のリスク、安全な利用方法、リスク低減方策等の確認及び説明を求めることが望ましいこと。
- (4) 設置者、管理者は、協議の場における検討結果を踏まえ、装置のリスクや安全な利用方法、緊急時の具体的な対処方法等について、利用者に対する説明の徹底を図るとともに、製造者、保守点検事業者の主体的な参画の下、利用者への教育訓練を実施すること。教育訓練については、防災訓練等と併せて実施することや、定期的な保守点検の機会等を活用することも考えられること。
- (5) 実際に装置を操作する利用者自らも、教育訓練への参加等により装置のリスクを十分認識した上で適正な利用を心がけること、そして日常の様々な利用場面に潜む危険性を協議の場等において指摘し、不断の改善を求めることが重要であること。

2. 貴会への要請事項

上記における設置者、管理者等の取組が確実に実施されるよう、会員各位に対して周知・要請を行うこと。

<担当連絡先>

消費者庁消費者安全課 中川、横屋

電話 03-3507-9137（直通）

国土交通省都市局街路交通施設課 大坪、川村

電話 03-5253-8416（直通）

消安全第 312 号
国都街第 70 号
平成 26 年 10 月 6 日

公益財団法人マンション管理センター理事長 殿

消費者庁消費者安全課長

国土交通省都市局街路交通施設課長

機械式立体駐車場の安全対策及び適正利用の一層の推進について（要請）

昨今、機械式立体駐車場において利用者等が機械に身体を挟まれ死亡する事故等が発生していることから、消費者庁及び国土交通省では、「機械式立体駐車場の安全対策の強化及び適正利用の周知について」（平成 26 年 3 月 28 日 消安全第 120 号・国都街第 105 号）において、「機械式立体駐車場の安全対策に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）等に基づく安全対策、適正利用等を要請しております。本要請を受け、貴センターにおかれては、既にガイドラインの周知、利用者に向けた注意喚起等に取り組まれていることと存じます。

今般、消費者安全調査委員会において、これまで発生した 6 件の事故の調査・分析結果をもとに、「消費者安全法第 23 条第 1 項に基づく事故等原因調査報告書（機械式立体駐車場（二段・多段方式、エレベータ方式）で発生した事故）」が取りまとめられたことなどを踏まえ、国土交通省ではガイドラインの改定を行いました（別添 1, 2 参照）。

つきましては、機械式立体駐車場の安全対策及び適正利用の一層の推進を図る観点から、特に下記の点についてご留意の上、新たなガイドラインに基づく取組を推進して頂きますよう、宜しくお願い致します。

記

1. ガイドライン改定の趣旨及び基本的な考え方

- (1) 機械式立体駐車場は、ひとたび事故が起きれば重大事故に至る危険性が高い機械装置であり、通常長期にわたって使用されること、そして特にマンション等の既設の装置については、製造者、保守点検事業者、設置者、管理者及び利用者が真摯に協力して安全対策と適正利用に取り組む必要性が高いことを踏まえ、関係主体間の連携・協働による取組を新たに求めることとし

たこと（「VI. 関係主体間の連携・協働による取組」参照）。

- (2) 関係主体間の連携・協働による安全対策（施設改修、安全利用の推進、利用者への教育訓練等）が迅速かつ円滑に行われるよう、駐車施設ごとに、早期に、製造者、保守点検事業者、設置者、管理者、利用者による協議の場を設けることを求めるものであること（平成26年度内を目途）。また、協議の場としては、マンション管理組合の理事会、総会等の活用も考えられること。
- (3) 製造者、保守点検事業者は、協議の場において、設置者、管理者、利用者に対して、既設の装置の安全設備や実際の利用環境を踏まえ、重大な事故に繋がりうるリスクや安全な利用方法、緊急時の対処方法等の説明、安全対策の検討に必要な情報・知見の提供を行うなど、主体的な役割を果たすべきであること。併せて、設置者、管理者は、必要な安全対策を検討・実施するため、製造者、保守点検事業者に対して、既設の装置のリスク、安全な利用方法、リスク低減方策等の確認及び説明を求めることが望ましいこと。
- (4) 設置者、管理者は、協議の場における検討結果を踏まえ、装置のリスクや安全な利用方法、緊急時の具体的な対処方法等について、利用者に対する説明の徹底を図るとともに、製造者、保守点検事業者の主体的な参画の下、利用者への教育訓練を実施すること。教育訓練については、防災訓練等と併せて実施することや、定期的な保守点検の機会等を活用することも考えられること。
- (5) 実際に装置を操作する利用者自らも、教育訓練への参加等により装置のリスクを十分認識した上で適正な利用を心がけること、そして日常の様々な利用場面に潜む危険性を協議の場等において指摘し、不断の改善を求めることが重要であること。

2. 貴会への要請事項

上記における設置者、管理者等の取組が確実に実施されるよう、適宜、関係者に対して呼び掛けを行うこと。

<担当連絡先>

消費者庁消費者安全課 中川、横屋

電話 03-3507-9137（直通）

国土交通省都市局街路交通施設課 大坪、川村

電話 03-5253-8416（直通）

消費者安全法第 23 条第 1 項に基づく事故等原因調査報告書（機械式立体駐車場（二段・多段方式、エレベータ方式）で発生した事故）（平成 26 年 7 月 18 日）（要旨）（抄）

機械式駐車装置（以下「駐車装置」という。）の設置実績は、平成 25 年 3 月末時点で累計約 54 万基に上り、機械式立体駐車場における利用者等の死亡・重傷事故は、平成 19 年度以降少なくとも 26 件（うち死亡事故は 10 件）発生している。

このような実態を踏まえ、調査委員会は、事故原因の究明と再発防止が必要であると判断し、駐車装置内で発生した人や車の挟まれ事故等、6 件について調査を行った。

<意見>

駐車装置は、実際の日常生活において、幼児を連れて多くの荷物を車で運んでいるなど、利用者に様々な状況で使用されている。しかし、現在稼働している駐車装置は、装置内に運転者以外の者が立ち入らないことを前提に設計されている。このような設計は、日常の生活空間における実際の利用環境や人の行動特性を十分に考慮したとはいえないものであり、その結果として、駐車装置の利用には、多くの重大なリスクが伴うこととなっている。駐車装置の安全確保に関しては、駐車装置のリスクを最もよく知る製造者が、装置自体のリスク低減を図るとともに、利用者等に対してリスクや使用方法について周知する等、主体的な役割を果たすべきである。

他方で、事故の発生を防止するためには、実際に駐車装置を操作する利用者自らもリスクを認識し利用することが重要である。

上記を踏まえ、国土交通省及び消費者庁は、機械式立体駐車場の安全性を高めるための施策を進めるに当たり、特に次の点について取り組むべきである。

2. 国土交通大臣及び消費者庁長官への意見

（1）安全対策の検討・実施の推進

駐車装置は一度事故が起きれば重大な被害の発生につながる事及び長期にわたって使用されることを踏まえ、目標年限を区切る等して、製造者、保守点検事業者、所有者・管理者（マンション管理組合を含む。）、利用者に対して、協議の場を設置し、連携した安全対策の検討・実施を促すこと。

（2）安全利用の推進

製造者、設置者及び所有者・管理者に対して、駐車装置の安全な使用方法、緊急時の具体的な対処方法等について、利用者に向けた説明の徹底を促すこと。また、製造者及び保守点検事業者等に対して、所有者・管理者と協力して利用者に向けた教育訓練の実施を促すとともに、利用者に対して参加を促すこと。

（3）注意喚起の実施

具体的な事故事例等を基にするなど、駐車装置が有する危険性及び駐車装置を利用するに当たっての注意点を取りまとめ、利用者に対して継続的な注意喚起を実施すること。

機械式立体駐車場の安全対策に関するガイドライン（平成 26 年 10 月改定）（追加部分の抜粋）

VI. 関係主体間の連携・協働による取組

- ・ 既設の装置について、製造者、保守点検事業者、設置者、管理者、利用者の関係主体は、駐車施設ごとに協議の場を設け、連携・協働して安全対策（施設改修、安全利用の推進、利用者への教育訓練等）に取り組むこと。
- ・ 製造者、保守点検事業者は、協議の場において、装置のリスクや安全な利用方法、緊急時の具体的な対処方法等の説明、安全対策の検討に必要な情報・知見の提供を行うこと。これを踏まえ、設置者、管理者は、装置のリスクや安全な利用方法、緊急時の具体的な対処方法等について、利用者に対する説明の徹底を図るとともに、製造者、保守点検事業者の主体的な参画の下、利用者への教育訓練を実施すること。
- ・ 利用者は、教育訓練への参加等により装置のリスクを十分認識した上で、適正な利用を心がけること。